

報道関係者 各位

平成 28 年 7 月 27 日

【照会先】

労働基準局労働関係法課労働紛争処理業務室

室 長 田村 雅

室長補佐 井上 健

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 7738)

(直通電話) 03 (3502) 6679

平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します

～ 通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに前年度より増加 ～

厚生労働省は、このたび、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめましたので、公表します。

これは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて年度ごとに公表するもので、今回は平成27年度分の取りまとめです。

【取りまとめ結果のポイント】

- 1 通報・届出のあった事業所は、1,325事業所で前年度より34.5%増加^{※1}。通報・届出の対象となった障害者も、1,926人で前年度より50.9%増加^{※1}。(1-(1)、(2)参照)
- 2 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、507事業所^{※2}で前年度より69.6%増加^{※1}。(2-(1)参照)
- 3 虐待が認められた障害者は970人で前年度より100.8%増加^{※1}。(2-(2)参照)
虐待種別は、身体的虐待73人、性的虐待10人、心理的虐待75人、放置等による虐待15人、経済的虐待855人^{※3}。
- 4 虐待を行った使用者は519人。使用者の内訳は、事業主450人、所属の上司48人、所属以外の上司2人、その他19人。(2-(4)参照)
- 5 使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は978件^{※4}。(2-(5)参照)

【内訳】

① 労働基準関係法令に基づく指導等 (うち最低賃金法関係596件(60.9%))	875件	(89.5%)
② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導等	79件	(8.1%)
③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等	10件	(1.0%)
④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等	14件	(1.4%)

※1 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている(P2参照)。

※2 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※3 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

※4 措置の件数は、1つの事業所で虐待を受けた障害者に対してとった措置が複数あるものは複数計上している。

【別添資料】

- 別添1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要
- 別添2 使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応について
- 別添3 平成27年度における使用者による障害者虐待の状況
- 別添4 使用者による障害者虐待の事例(平成27年度)

取りまとめの概要

「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）第 28 条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

1 取りまとめ期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

なお、平成 28 年 3 月 31 日までに対応が完了しなかった平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日分も含みます。

2 取りまとめ方法

都道府県からの報告：

「障害者虐待の防止法」第 24 条に基づき、都道府県から労働局に報告があったもの。

労働局などへの相談：労働局、労働基準監督署または公共職業安定所への相談。

その他労働局などの発見：

上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

3 その他（人数・事業所数・件数などの数え方について）

- ・ ひとりの被虐待者に複数の障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）がある場合や、複数の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置等による虐待、経済的虐待）を受けている場合があります。これらの場合は虐待を受けた障害者の人数の合計と、「虐待種別」や「障害種別」の「人数」の合計が合わないことがあります。
- ・ 平成 27 年度に通報・届出のあった 1,325 事業所のうち、平成 28 年 3 月末時点で 219 事業所に対して対応中であったため、今回の資料に記載した数値が今後、変更することがあります。
- ・ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別を特定することが困難な場合があります、この場合は障害者の人数のみを計上しているため、「障害種別」の合計が「人数」と合わないことがあります。
- ・ 労働局が虐待に対してとった措置の件数は、虐待を受けていた障害者 1 名ごとに計上しています。1 名に対して複数の措置を実施した場合には、複数計上しています。
- ・ 平成 27 年度から件数の計上方法を変更したため、平成 27 年度の数字は、平成 26 年度の数字に比べ増加しています。具体的には、平成 26 年度までは、賃金不払事案の労働者の中に、障害者と障害者以外の労働者が含まれている場合は、障害者に対する賃金不払いを経済的虐待として計上していませんでしたが、平成 27 年度からは、賃金不払事案の労働者の中に、障害者と障害者以外の労働者が含まれている事案についても、障害者に対する賃金不払いを経済的虐待として計上するようにしました。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目 的

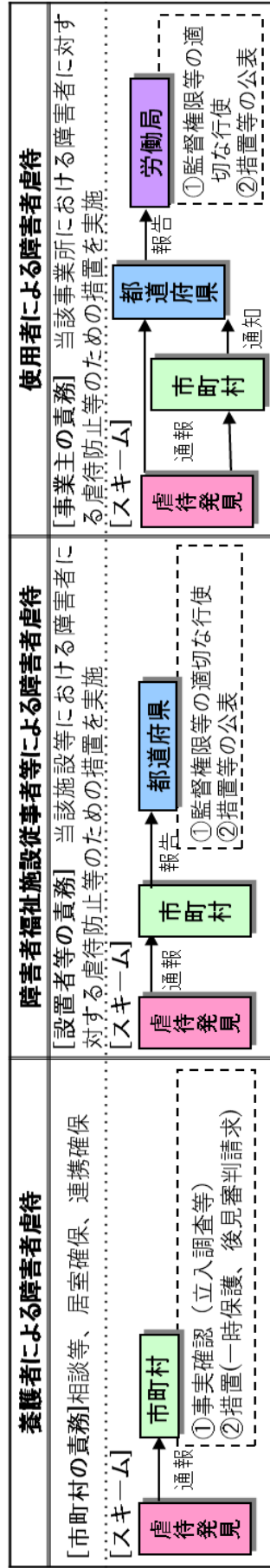
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応について

(1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

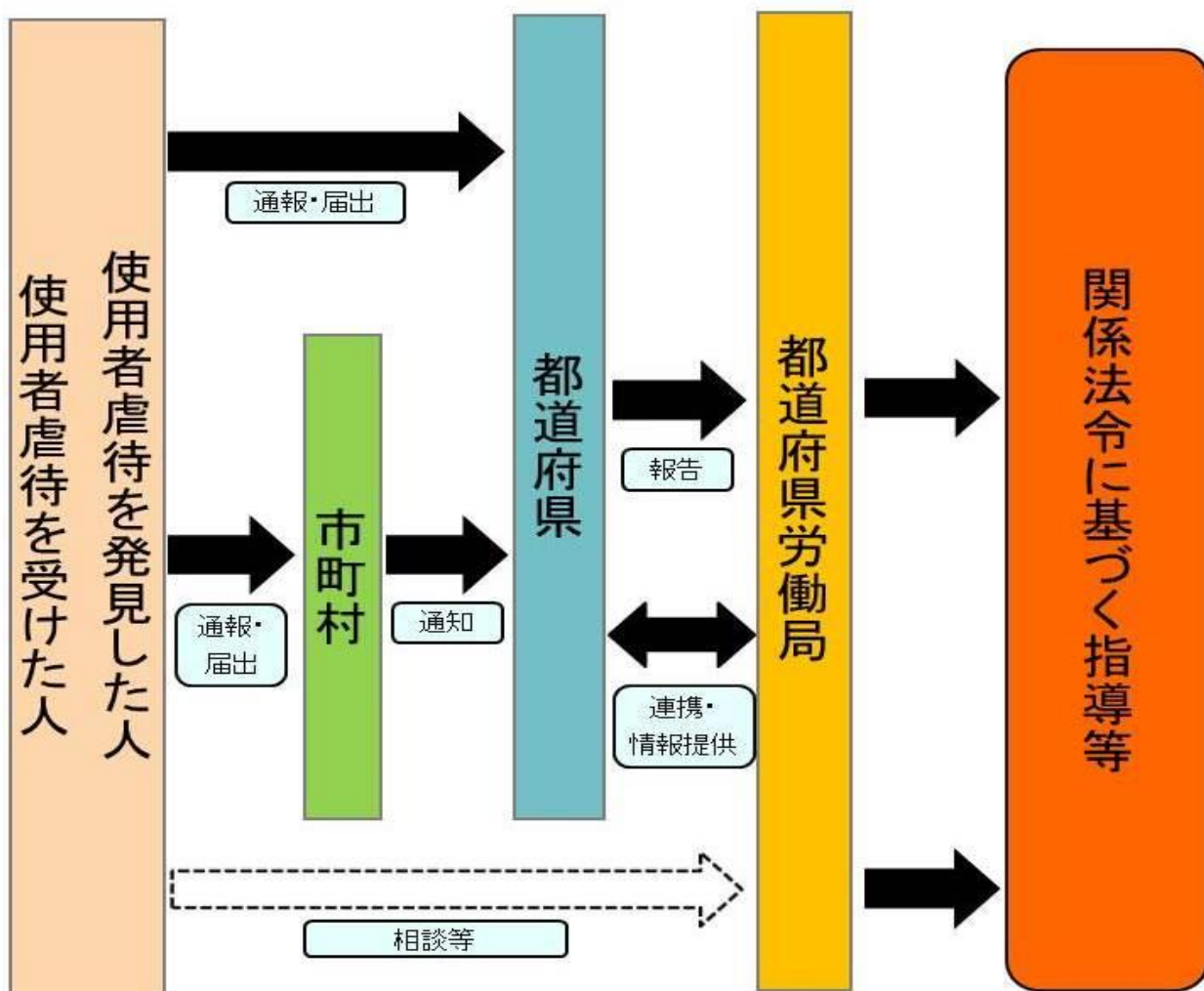
都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。

市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。

報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

(2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。



平成 27 年度における使用者による障害者虐待の状況

1 平成 27 年度における使用者による障害者虐待の通報・届出について

(1) 労働局に通報・届出の寄せられた事業所が増加

労働局に寄せられた使用者による障害者※¹虐待の通報・届出の事業所は、前年度 985事業所に対して340事業所増加し、全体で1,325事業所(前年度比34.5%増)。

把握の端緒では、「労働局等への相談」が846事業所(63.8%)と最も多く、「その他労働局等の発見」の286事業所(21.6%)と合わせて1,132件(85.4%)と労働局が独自に把握した事案が大部分を占める。

把握の端緒	平成27年度			平成26年度	
都道府県からの報告(※2)	193事業所	(+60.8%)	<14.6%>	120事業所	<12.2%>
労働局等への相談(※3)	846事業所	(+27.6%)	<63.8%>	663事業所	<67.3%>
その他労働局等の発見(※4)	286事業所	(+41.6%)	<21.6%>	202事業所	<20.5%>
合計	1,325事業所	(+34.5%)	<100%>	985事業所	<100%>

() 内は対前年度比

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

■ 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている(P 2 参照)。

※1 障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む。)その他心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。(障害者基本法第2条第1号から引用)

※2 「都道府県からの報告」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第24条に基づき都道府県から労働局に報告があったもの。(P 4 参照)

※3 「労働局等への相談」とは、直接、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所(以下「労働局等」という)に被虐待者、家族、同僚などから、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

※4 「その他労働局等の発見」とは、上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

(2) 通報・届出の対象となった障害者も増加

通報・届出の対象となった障害者は、前年度の1,276人に対して650人増加し、全体で1,926人(前年度比50.9%増)。

いずれの虐待種別においても前年度より増加した。

最も多かったのは前年度同様、経済的虐待に関する通報・届出の対象となった障害者で、前年度の811人に対して499人増加して、1,310人(同61.5%増)であり、全体の59.0%を占める。

通報・届出対象の障害者		平成27年度	平成26年度
		1,926人 (+50.9%)	1,276人
虐待種別	身体的虐待(※1)	221人 (+25.6%) <10.0%>	176人 <11.4%>
	性的虐待(※2)	35人 (+45.8%) <1.6%>	24人 <1.6%>
	心理的虐待(※3)	549人 (+19.9%) <24.7%>	458人 <29.7%>
	放置等による虐待(※4)	104人 (+46.5%) <4.7%>	71人 <4.6%>
	経済的虐待(※5)	1,310人 (+61.5%) <59.0%>	811人 <52.7%>
	延べ合計	2,219人<100%>	1,540人 <100%>

() 内は対前年度比

- 通報・届出の対象となった障害者の虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 経済的虐待について、平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている(P2参照)。
- ※1「身体的虐待」とは、障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ※2「性的虐待」とは、障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ※3「心理的虐待」とは、障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ※4「放置等による虐待」(以下「放置等」という)とは、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為(上記3つの虐待行為)と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ※5「経済的虐待」とは、障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(以上、各虐待の定義については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第8項第1号から5号まで引用)

(3) 知的障害者への経済的虐待に関する通報・届出が最多

知的障害者への経済的虐待に関する通報・届出が697人と最多。発達障害を除いた障害者については、経済的虐待に関する通報・届出が最も多く、続いて、心理的虐待に関する通報・届出が多くなっている。

虐待種別	人数	障害種別				
	延べ合計2,219(100%)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	221(10.0%)	55	131	49	12	3
性的虐待	35(1.6%)	2	15	23	1	0
心理的虐待	549(24.7%)	172	200	202	44	4
放置等	104(4.7%)	57	49	24	19	4
経済的虐待	1,310(59.0%)	270	697	325	30	11

(単位：人)

- 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別が特定困難なものは、障害者の人数のみを計上しているため、「障害種別」の合計が「人数」と合わないことがある。
- 通報・届出の対象となった障害者の虐待種別や障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

2 平成27年度における使用者による障害者虐待が認められた事案について

(1) 虐待が認められた事業所が増加

平成27年度に通報・届出のあった1,325事業所[※]のうち、労働関係法令に基づき調査などを行い、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、前年度299事業所に対して208事業所増加し、全体で507事業所（前年度比69.6%増）。

把握の端緒の中では、「労働局等への相談」が234件（46.2%）と最も多く、「その他労働局等の発見」213事業所（42.0%）と合わせて447件（88.2%）となり、労働局が独自に把握した事案が大部分を占める。

把握の端緒	平成27年度	平成26年度
都道府県からの報告	60事業所（+87.5%）＜11.8%＞	32事業所＜10.7%＞
労働局等への相談	234事業所（+107.1%）＜46.2%＞	113事業所＜37.8%＞
その他労働局等の発見	213事業所（+38.3%）＜42.0%＞	154事業所＜51.5%＞
合計	507事業所（+69.6%）＜100%＞	299事業所＜100%＞

（ ）内は対前年度比

- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている（P 2 参照）。
- ※ 平成27年度に通報・届出のあった1,325事業所のうち、平成28年3月末時点で219事業所に対して対応中であり、今後、上記の数値が変更することがあります。

(2) 虐待が認められた障害者も増加

使用者から何らかの虐待を受けていると認められた障害者（被虐待者）は、前年度483人に対して487人増加し、970人[※]（前年度比100.8%増）。※重複なしの実数

障害種別では知的障害者553人と最も多く、虐待種別では経済的虐待を受けた障害者が855人と最も多く、全体の83.2%を占める。

障害種別	平成27年度	平成26年度
	970人（+100.8%）	483人
身体障害	209人（+211.9%）＜21.1%＞	67人＜13.6%＞
知的障害	553人（+ 52.8%）＜55.7%＞	362人＜73.6%＞
精神障害	202人（+288.5%）＜20.4%＞	52人＜10.6%＞
発達障害	27人（+145.5%）＜2.7%＞	11人＜2.2%＞
その他	1人（ - %）＜0.1%＞	0人＜ - %＞
延べ合計	992人＜100%＞	492人＜100%＞

（ ）内は対前年度比

- 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている（P 2 参照）。

虐待種別	平成27年度	平成26年度
	970人 (+100.8%)	483人
身体的虐待	73人 (+217.4%) <7.1%>	23人 <4.6%>
性的虐待	10人 (+25.0%) <1.0%>	8人 <1.6%>
心理的虐待	75人 (+92.3%) <7.3%>	39人 <7.8%>
放置等による虐待	15人 (+25.0%) <1.5%>	12人 <2.4%>
経済的虐待	855人 (+104.1%) <83.2%>	419人 <83.6%>
延べ合計	1,028人 <100%>	501人 <100%>

() 内は対前年度比

- 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 経済的虐待について、平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている（P 2 参照）。

（３） 知的障害者に対する経済的虐待が最多

障害種別を問わず、経済的虐待が認められた障害者が最も多い。

経済的虐待を受けた障害者の中でも、知的障害者が493人であり、他の障害種別の障害者と比べて最も多い。

虐待種別	人数	障害種別				
	延べ合計1,028(100%)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	73人 (7.1%)	16	48	12	5	0
性的虐待	10人 (1.0%)	1	6	4	1	0
心理的虐待	75人 (7.3%)	30	28	19	5	0
放置等	15人 (1.5%)	7	8	1	1	0
経済的虐待	855人 (83.2%)	172	493	179	21	1

(単位：人)

- 被虐待者の虐待種別や障害種別については、重複しているものがある。
- 調査を行っても、障害者の障害種別が特定困難であったものは障害者の人数のみを計上している。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

（４） 事業主による虐待が最多

障害者虐待を行った使用者*は前年度311人に対し、208人増加し、全体で519人（前年度比66.9%増）。

虐待を行った使用者の内訳は、事業主が前年度258人に対して192人増加し、450人と最も多く（同74.4%増）、全体の86.7%を占める。

虐待を行った使用者の内訳	平成27年度	平成26年度
事業主	450人 (+74.4%) <86.7%>	258人 <83.0%>
所属の上司	48人 (+11.6%) < 9.2%>	43人 <13.8%>
所属以外の上司	2人 (+100.0%) < 0.4%>	1人 < 0.3%>
その他	19人 (+111.1%) < 3.7%>	9人 < 2.9%>
合計	519人 (+66.9%) <100%>	311人 <100%>

() 内は対前年度比

※ 「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のこと。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項から引用。

- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている（P 2 参照）。

（５） 虐待に対して、労働局が 978 件の措置

使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局等が所管する法令に基づいてとった措置は、前年度の492件に対して486件増加し、978件（前年度比98.8%増）。

労働局がとった措置の内訳は、労働基準関係法令に基づく指導等が前年度429件に対して446件増加し、875件(同104.0%増)であり最も多く、労働局がとった措置全体の89.5%を占める。

労働基準関係法令に基づく指導等のうち、最低賃金法違反に関する指導等は前年度の380件に対して216件増加し、596件（同56.8%増）であり、労働局がとった措置全体の60.9%を占める。

労働局がとった措置の内訳	平成27年度	平成26年度
労働基準関係法令に基づく指導等	875件 (+104.0%) <89.5%>	429件 <87.2%>
(うち、最低賃金法関係)	596件 (+56.8%) <60.9%>	380件 <77.2%>
障害者雇用促進法に基づく助言・指導等	79件 (+61.2%) < 8.1%>	49件 <10.0%>
男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等	10件 (+25.0%) < 1.0%>	8件 <1.6%>
個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等	14件 (+133.3%) < 1.4%>	6件 <1.2%>
合計	978件 (+98.8%) < 100%>	492件 <100%>

() 内は対前年度比

- 措置した件数は虐待を受けていた障害者1人ずつ計上している。1人に対して複数の措置を実施した場合には、複数計上している。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている（P 2 参照）。

3 平成 27 年度における使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種、規模などについて

(1) 製造業での虐待が最多

製造業が 192 件 (37.9%) と最も多く、続いて、医療、福祉業が 106 件 (20.9%)、卸売業、小売業が 49 件 (9.7%) と多くなっている。

業種	事業所
農業、林業	12 (2.4%)
漁業	2 (0.4%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (0.2%)
建設業	21 (4.1%)
製造業	192 (37.9%)
情報通信業	3 (0.6%)
運輸業、郵便業	12 (2.4%)
卸売業、小売業	49 (9.7%)
金融業、保険業	1 (0.2%)
不動産業、物品賃貸業	1 (0.2%)
学術研究、専門・技術サービス	2 (0.4%)
宿泊業、飲食サービス業	29 (5.7%)
生活関連サービス業、娯楽業	28 (5.5%)
教育、学習支援業	2 (0.4%)
医療、福祉業	106 (20.9%)
複合サービス業	2 (0.4%)
サービス業(他に分類されないもの)	44 (8.7%)
合計	507 事業所 (100%)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(2) 小規模事業所での経済的虐待が多い

①虐待を行った事業所の分布

虐待を行った事業所は、5～29人規模で269事業所 (53.1%) と最も多く、続いて、5人未満の規模で81事業所 (16.0%)、30～49人規模で77事業所 (15.2%) と多くなっており、50人未満の規模で427事業所と全体の84.2%※を占めている。

500人未満の規模の事業所においては、経済的虐待が他の虐待よりも多く見られ、中でも、5～29人の規模においては223事業所で経済的虐待が認められた。

規模	事業所数	虐待種別(虐待を行った事業所数)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	81 (16.0%)	12	2	7	0	70
5～29人	269 (53.1%)	23	5	23	7	223
30～49人	77 (15.2%)	5	2	5	3	66
50～99人	38 (7.5%)	7	0	7	2	30
100～299人	33 (6.5%)	5	0	5	1	26
300～499人	2 (0.4%)	0	0	0	0	2
500～999人	1 (0.2%)	1	0	1	0	0
1,000人以上	6 (1.2%)	1	1	1	1	3
合計	507 (100%)	54	10	49	14	420

(単位：事業所)

- 事業所ごとの虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 小数点第2位を四捨五入している。

②事業所規模ごとの被虐待者数

5～29人規模の事業所に被虐待者が522人（53.8%）と最も多く、続いて、30～49人の規模の事業所に被虐待者が169人（17.4%）と多くなっており、50人未満の規模の事業所に780人（80.4%※）と多くの被虐待者が見られる。

500人未満の規模の事業所では経済的虐待を受けた障害者が最も多くなっており、中でも、5～29人規模の事業所では、449人の障害者が経済的虐待を受けていた。

規模	被虐待者数	虐待種別（被虐待者数）				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	89（9.2%）	13	2	8	0	77
5～29人	522（53.8%）	41	5	43	8	449
30～49人	169（17.4%）	5	2	8	3	158
50～99人	46（4.7%）	7	0	7	2	38
100～299人	128（13.2%）	5	0	5	1	121
300～499人	2（0.2%）	0	0	0	0	2
500～999人	1（0.1%）	1	0	1	0	0
1,000人以上	13（1.3%）	1	1	3	1	10
合計	970（100%）	73	10	75	15	855

（単位：人）

- 障害者が受けた虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 小数点第2位を四捨五入している。

（３）パート等で就労する障害者への経済的虐待が最多

被虐待者の就労形態ではパート等が601人（62.0%）と最も多く、続いて正社員が268人（27.6%）と多くなっており、合わせて869人と全体の89.6%※を占める。

虐待の種別では、パート等、正社員ともに経済的虐待を受けた障害者が最も多く、パート等では553人、正社員では234人となっている。

虐待種別	虐待を受けた障害者数：970人（100%）					合計
	正社員	パート等	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明	
	268（27.6%）	601（62.0%）	1（0.1%）	65（6.7%）	35（3.6%）	
身体的虐待	21	28	0	23	1	73
性的虐待	2	5	0	1	2	10
心理的虐待	28	35	0	10	2	75
放置等	1	10	0	2	2	15
経済的虐待	234	553	1	36	31	855

（単位：人）

- 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

※ 小数点第2位を四捨五入している。

4 平成27年3月末日時点に対応中となっていた事業所への対応状況

(1) 平成26年度末の対応中事案は179事業所、うち84事業所で虐待を認定

平成27年3月末日時点に対応中となっていた179事業所(平成26年度に通報・届出のあった事案177事業所、平成25年度に通報・届出のあった事案2事業所)のうち、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、84事業所。

84事業所の把握の端緒の内訳は、都道府県からの報告が10事業所(11.9%)、労働局等への相談が32事業所(38.1%)、その他労働局等の発見が42事業所(50.0%)。

(2) 使用者から何らかの虐待を受けていた障害者(被虐待者)は153人

被虐待者153人の障害種別の内訳は、身体障害20人(12.9%※)、知的障害105人(67.7%※)、精神障害28人(18.1%※)、発達障害2人(1.3%※)。

■ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

※ 延べ人数155人に対する割合。四捨五入の端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(3) 知的障害者への経済的虐待が最多

発達障害の障害者を除き、経済的虐待を受けた被虐待者が最も多く、その中でも、知的障害者が89人と最も多い。

虐待種別	人数	障害種別			
	延べ合計158(100%)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	14 (8.9%)	0	13	2	1
性的虐待	1 (0.6%)	0	1	0	0
心理的虐待	13 (8.2%)	1	7	5	0
放置等	1 (0.6%)	1	0	0	0
経済的虐待	129 (81.6%)	18	89	23	0

(単位：人)

■ 被虐待者の虐待種別や障害種別については、重複しているものがある。

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(4) 虐待を行っていた使用者は全体で84人

障害者虐待を行った使用者84人の内訳は、事業主が76人(90.5%)、所属の上司が7人(8.3%)、その他が1人(1.2%)。

(5) 虐待に対して、労働局が167件の措置

労働局の措置167件のうち、労働基準関係法令に基づく指導等が147件(88.0%)を占める。

労働局がとった措置の内訳	件数
労働基準関係法令に基づく指導等	147件 (88.0%)
(うち、最低賃金法関係)	107件 (64.1%)
障害者雇用促進法に基づく助言・指導等	20件 (12.0%)
合計	167件 (100%)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(6) 製造業での虐待が最多

使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種は製造業が 36 件 (42.9%) と最も多く、続いて医療、福祉業が 15 件 (17.9%) と多くなっている。

業種	事業所
農業・林業	3 (3.6%)
建設業	3 (3.6%)
製造業	36 (42.9%)
卸売業、小売業	10 (11.9%)
宿泊業、飲食サービス業	2 (2.4%)
生活関連サービス業、娯楽業	10 (11.9%)
医療、福祉業	15 (17.9%)
複合サービス事業	2 (2.4%)
サービス業(他に分類されないもの)	3 (3.6%)
合計	84 事業所 (100%)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(7) 小規模事業所での経済的虐待が多い

①虐待を行った事業所の分布

5～29人規模の事業所が50事業所 (59.5%) と最も多く、続いて、5人未満の規模の事業所が13事業所 (15.5%) と多くなっており、50人未満の規模で71事業所と全体の84.5%※と大部分を占めている。

規模	事業所数	虐待種別				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	13 (15.5%)	0	1	0	0	12
5～29人	50 (59.5%)	5	0	5	0	45
30～49人	8 (9.5%)	0	0	2	1	5
50～99人	9 (10.7%)	0	0	0	0	9
100～299人	4 (4.8%)	1	0	0	0	3
300人以上	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
合計	84 (100%)	6	1	7	1	74

(単位：事業所)

■ 事業所ごとの虐待種別については、重複しているものがある。

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

※ 小数点第2位を四捨五入している。

②事業所規模ごとの被虐待者数

5～29人規模の事業所に被虐待者が102人 (66.7%) と最も多く、50人未満の規模の事業所に124人 (81.0%※) と被虐待者の大部分が見られる。

規模	被虐待者数	虐待種別				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	13 (8.5%)	0	1	0	0	12
5～29人	102 (66.7%)	13	0	11	0	83
30～49人	9 (5.9%)	0	0	2	1	6
50～99人	24 (15.7%)	0	0	0	0	24
100～299人	5 (3.3%)	1	0	0	0	4
300人以上	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
合計	153 (100%)	14	1	13	1	129

(単位：人)

- 被虐待者が受けた虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- ※ 小数点第2位を四捨五入している。

(8) 平成25年度に通報・届出のあった事案のうち、虐待が認められた事業所に対する25年度から27年度の対応結果

平成25年度に通報・届出のあった事案については、平成27年度中に全件の対応が完了し、最終的に318事業所で、使用者による障害者虐待が認められた。

	事業所数	内訳			対応結果			
		都道府県からの報告	労働局等への相談	労働局等の発見	被虐待者	使用者	措置件数	年度末時点対応中事案
25年度中	253事業所	31事業所	100事業所	122事業所	393人	260人	389件	120件
26年度中	63事業所	10事業所	26事業所	27事業所	104人	68人	110件	2件
27年度中	2事業所	1事業所	1事業所	0事業所	10人	2人	20件	0件
合計	318事業所	42事業所	127事業所	149事業所	507人	330人	519件	0件

(9) 平成26年度に通報・届出のあった事案のうち、虐待が認められた事業所に対する26年度と27年度の対応結果

平成27年度末時点において、381事業所で虐待が認められており、平成28年度に引き続き対応している事案が4件ある。

	事業所数	内訳			対応結果			
		都道府県からの報告	労働局等への相談	労働局等の発見	被虐待者	使用者	措置件数	年度末時点対応中事案
26年度中	299事業所	32事業所	113事業所	154事業所	483人	311人	492件	177件
27年度中	82事業所	9事業所	31事業所	42事業所	143人	82人	147件	4件
合計	381事業所	41事業所	144事業所	196事業所	626人	393人	639件	4件

使用者による障害者虐待の事例（平成27年度）

身体的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：パート・アルバイト ・事業所の規模：5～29 人 ・業種：生活関連サービス業 障害者本人からの届出。 作業がうまくいかない時に、事業主からモップの柄で頭を叩かれたり、頬を平手打ちされたり、太ももを蹴られたりするなどの暴行を受けた。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主から聴取したところ、障害者への指示や指導の際に、手足やモップで小突くことはあったことを認めた。 労働局は、使用者による身体的虐待であることを認め、公共職業安定所は、雇用する障害者に対しては言葉遣いや作業管理について、障害者特性等を踏まえて粘り強く対応するよう指導した。同時に相談を受けていた市役所が警察署に情報提供を行った。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

身体的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：正社員 ・事業所の規模：5～29 人 ・業種：製造業 県庁から報告があった事案。 職場の上司を含む同僚3名から、足を蹴られる、髪の毛を引っ張られる、物を投げつけけがをさせられる、火を消した直後のライターを腕に押し付け火傷させられるなどの暴行を受けた。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、身体的虐待の度合いが高く、緊急対応を要する事案であると判断し、市役所と連携して合同で訪問調査を実施した。 事業主や職場の同僚から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。 労働局は使用者による身体的虐待であることを認め、公共職業安定所は、虐待防止のための体制整備等、再発防止について指導を行うとともに、労働局から警察へ情報提供した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

性的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：パート・アルバイト ・事業所の規模：30～49 人 ・業種：小売業 障害者本人からの届出。 主任から胸や臀部を触られたり、抱きつかれたりされた。主任の上司に相談して注意してもらったが、同じような行為を繰り返す。
労働局の対応	労働局は雇用均等室を担当部署として、訪問調査を実施した。 事業所の担当者から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。また、被害者から何度か相談を受けていたにもかかわらず、事業主として被害者に対する配慮のための措置や再発防止に向けた措置が不十分であった。 労働局は使用者による性的虐待であることを認め、雇用均等室は、事業主に対し、セクシュアルハラスメントの被害者や行為者に対する措置を適正に行うこと、再発防止のために事業主が定めているセクシュアルハラスメント防止規程や相談窓口を全労働者に改めて周知することについて指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供した。

心理的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：期間契約社員 ・事業所の規模：100～299 人 ・業種：宿泊業、飲食サービス業 市役所が県庁を経由して労働局に報告した事案。 ある障害者が、職場の同僚や上司から「遅い」「早くしろ」など継続的に怒鳴られ、食器を床に投げつける等の嫌がらせを受けたことにより退職に追い込まれた。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、市役所と連携し、合同で訪問調査を実施した。 事業所の担当者から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。 労働局は使用者による心理的虐待であることを認め、公共職業安定所は、現に就労している障害をもつ労働者もいることから、障害者虐待防止のための職員研修の充実、虐待防止のための体制整備について指導した。 なお、労働局は、退職した障害者本人に復職の意向を確認したところ、その意向はなく、個別労働紛争解決制度の利用は望まなかった。 処理終了後、労働局は県庁に情報提供した。

心理的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：正社員 ・事業所の規模：30～49 人 ・業種：サービス業 県庁から報告のあった事案。 上司から「お前、何回言わせるんだ」、「はい、はい、はい」と耳元でせかすように大声で言われる等の叱責（しっせき）を受けた。工場長へ相談すると、自分への叱責（しっせき）は無くなったが、他の障害者に対して同様の叱責（しっせき）をしていることが分かった。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業所の関係者から事情聴取したところ、上司から障害者に仕事上の注意をする上で、障害者自身が虐待と感じる荒々しく執拗な叱責（しっせき）があったことを認めた。 労働局は使用者による心理的虐待であることを認め、公共職業安定所は、障害特性を踏まえて配慮するよう上司への障害者虐待防止のための研修の強化について指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供した。

身体的虐待と心理的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：発達障害 ・就労形態：期間契約社員 ・事業所の規模：100～499 人 ・業種：製造業 障害者の家族からの通報。 職場の上司を含む同僚から、「ボケ！」、「お前がいなくなれば楽になる」と暴言を吐かれる。頭を拳やヘラで叩かれる。挨拶の仕方が悪いといって就業時間後に長時間残され叱責（しっせき）された。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、呼出調査を実施した。 事業所の担当者から事情聴取したところ、障害者への指示や指導の際に、通報内容にあった暴言や暴行及び嫌がらせを行ったことを事実として認めた。 労働局は使用者による身体的虐待及び心理的虐待であることを認め、公共職業安定所は、再発防止対策の確立及び障害者に対する言葉遣いや雇用管理について、障害特性を踏まえて配慮するよう指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供した。

放置等による虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：パート・アルバイト ・事業所の規模：30～49 人 ・業種：製造業 市役所が県庁を経由して労働局に報告した事案。 職場の同僚から暴言を受けたり、乱暴な口調ですごまれたりしたが、所長に相談しても対応してもらえなかった。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、県庁や市役所とも連携の上、合同で訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、所長は障害者からの相談を受けた後、業務多忙を理由に、具体的な対策を講じていなかったため、通報内容について改善が見られないことを認めた。 労働局は、「障害者が他の労働者から受けている心理的虐待について上司に相談しても対応してもらえなかったこと」が使用者による放置などによる虐待であると認め、公共職業安定所は、障害者虐待防止のための職員研修の実施、障害者の支援体制の整備について指導を行った。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供した。

経済的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	・障害種別：知的障害 ・就労形態：パート・アルバイト ・事業所の規模：5～29 人 ・業種：製造業 労働基準監督署による発見。 障害者の約定賃金（時間額）が、地域最低賃金を約 300 円下回っていた。
労働局の対応	臨検監督を実施し、賃金台帳を確認したところ、過去数年にわたり、最低賃金未満の賃金を支払っていたことがわかり、指導を行った。 虐待の理由は、法の不知から、障害者であれば最低賃金を支払う必要はないと考えていたことである。 労働局は使用者による経済的虐待であることを認めた。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供した。